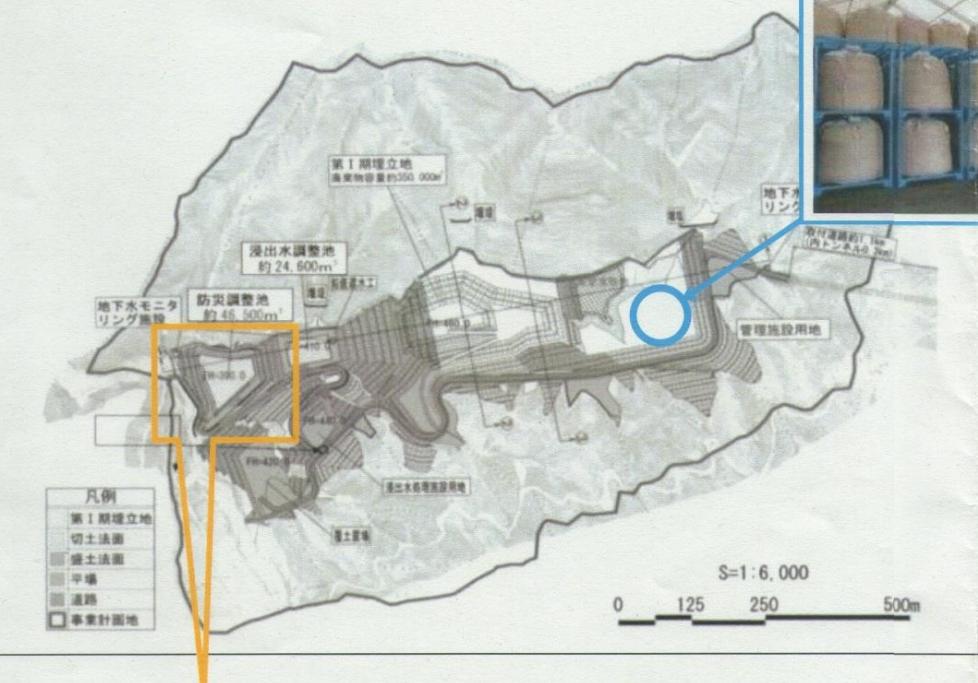


【恵下埋立地（仮称）建設現場におけるダイオキシン類を含む燃え殻の処理について】

位置図（計画平面図）



<一時保管場所のイメージ写真>



<燃え殻の状況>

- 平成 28 年 5 月 恵下埋立地（仮称）建設工事の現場作業に着手し、樹木の伐採、作業用道路の造成等を開始
- 8 月 防災調整池の建設予定場所付近を除草したところ、廃タイヤの燃え殻の存在を確認（左下図 赤点線の範囲）
- 9 月 燃え殻の一部を成分分析したところ、管理型の最終処分場（玖谷、出島等）で埋立処分できる有害物質判定基準（以下「判定基準」という。：3ng-TEQ/g 以下）を超えたダイオキシン類が含まれていることが判明
- 10 月 燃え殻の存在区域で 10m 每のサンプリング調査を開始
- 12 月 判定基準を超えた燃え殻の範囲と概ねの量を特定
- | | |
|----------|-----------------------------------|
| ・範囲 | 約 1,600 m ² (左下図 赤色部分) |
| ・深さ | 約 1.0m ~ 3.3m |
| ・撤去が必要な量 | 約 4,000 トン |

<燃え殻の処分方法・作業手順>

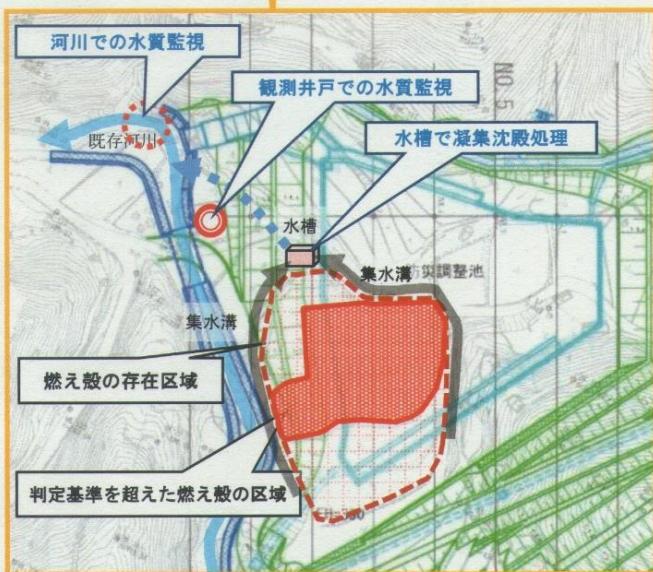
- ① 判定基準を超えた燃え殻
- ア 堀削し、袋詰め
 - イ 袋詰めした燃え殻を、建設工事区域内の工事に支障にならない場所で一時保管し、順次、中間処理施設に運搬
 - ウ 中間処理施設で熱処理又は溶融処理等により無害化した上で処分
- ② それ以外の燃え殻
- 県出島処分場に運搬し、埋立処分

<安全対策>

- ① 燃え殻の飛散や降雨による流出を防止するため、判定基準を超えた燃え殻の堀削・袋詰めの作業場所及び一時保管場所に屋根付きテントを設置
(一時保管場所は底面をアスファルト舗装し、袋はパレット等の上に保管)
※ イメージ写真等参照
- ② 燃え殻の存在する区域の周囲に、集水溝を設置し、燃え殻に触れた水を下流の水槽に集め、環境省の指針に基づき、浮遊物質濃度（SS 濃度）が 10 mg/L 以下となるよう凝集沈殿処理を行った上で河川に排水（左下図 灰色参照）
- ③ 観測井戸（新設）及び河川の水質を監視（左下図 赤丸参照）
- ④ 中間処理施設及び県出島処分場への運搬に際しては、燃え殻が飛散しないよう、運搬車両の荷台をシートで覆う

<処分スケジュール>

- ① 判定基準を超えた燃え殻
- ア 本年 2 月から、堀削、袋詰め、一時保管場所への移動に着手
 - イ 来年度から、中間処理施設への運搬、無害化処理、処分に着手
(工期 約 1 年間)
- ② それ以外の燃え殻
- 本年 2 月以降、準備ができ次第、県出島処分場に運搬し、埋立処分



<堀削・袋詰め作業場所のイメージ図>

